

平成 1 8 年 第 1 0 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成18年第10回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成18年10月10日(火) 午後3時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員

委 員 長	小 川 修 一 君
委 員 長 職 務 代 理 者	白 石 裕 君
委 員	坂 口 一 美 君
委 員 ( 教 育 長 )	仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教 育 推 進 部 長	森 田 雅 彦 君
子 ど も 部 長	奥 山 勉 君
生 涯 学 習 部 長	上 西 彰 君
教育推進部理事兼総務次長 兼次長(教育政策・学校管理担当)	栗 本 忠 夫 君
教 育 推 進 部 次 長 ( 学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当 )	前 田 健 君
子 ども 部 総 務 次 長 兼 次 長 兼専任参事(早期療育担当)	中 村 信 隆 君
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	塩 山 俊 明 君
教 育 政 策 課 長	中 野 仁 司 君
学 校 管 理 課 長	稲 野 公 一 君
学 校 教 育 課 長	若 狭 周 二 君
教 育 推 進 部 専 任 参 事 ( 教 職 員 担 当 )	森 井 國 央 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	福 永 茂 君
子 ども 政 策 課 長	千 葉 亜 紀 子 君
子 ども 支 援 課 長	南 悦 司 君
幼 児 育 成 課 長	向 井 裕 彦 君
子 ども 部 専 任 参 事 ( 幼 稚 園 担 当 )	庄 司 豊 君
生 涯 学 習 課 長	中 澤 博 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 ( 文 化 財 担 当 )	坂 上 潔 司 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 ( 中 央 生 涯 学 習 セ ン タ ー ・ 西 南 公 民 館 担 当 )	津 田 善 寿 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 ( 東 生 涯 学 習 セ ン タ ー 担 当 )	加 藤 真 知 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 田 卓 司 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 参 事	前 田 功 君
中 央 図 書 館 長	黒 田 正 記 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐	小 山 登 志 子 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市立学校管理運営規則改正の件
- 日程第 3 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 4 箕面市母子家庭等ホームヘルプサービス手数料規則改正の件
- 日程第 5 箕面市母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市奨学生選考委員会委員任命及び解職の件
- 日程第 7 箕面市社会教育員委嘱及び解職の件
- 日程第 8 平成18年第9回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 9 教育長報告

(午後3時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成18年第10回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において仲野委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第49号「箕面市立学校管理運営規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員担当専任参事に求めます。

教職員担当専任参事(森井國央君) : 本件は、学校運営体制の充実及び教職員の指導力の向上を図るため、大阪府教育委員会が平成19年度から新たな職、首席及び指導教諭を設置すると決定したことに伴い、本規則を整備する必要が生じたため、一部を改正する規則を提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

んか。

委員（白石裕君）：今、学校裁量権の拡大ということで、学校が自立的な経営をしなくてはいけないという時代に入ってきました。その点で首席という職は、非常に意味があると思いますが、他方で、管理強化ではないかとの批判もあることは確かです。学校経営ということに重点を置いた仕事だということですが、その積極的な役割について、説明をお願いしたい。また、指導教諭についても意味があると思います。団塊の世代の退職に伴う、教員大量採用時代を迎えて、質の確保が非常に大変になってきましたが、学校などにおいて、校内研修等で資質向上をやってきた訳ですが、改めて、指導教諭を置くことで、行政としての積極的な意味や効果は、どう考えておられますか。

教職員担当専任参事（森井國央君）：1点目については、首席は、管理職ではなく、教職員のリーダーとしての位置づけになっていますので、管理強化ではありません。職務については、会議等の意思の決定の支援や、学校組織の横の連携を主的に担っていただき、より機動的に、効率的に学校運営がなされるようにというのが望まれる一つの効果です。もう一点は、地域との関わりがますます重要になってきますので、渉外や情報提供の広報も、積極的に担っていただきたいと思っています。しかし、これは例示ですので、最終的には校長先生が、職務について、決定していただくことになっています。2点目については、今後、何年かで教職員は大きく入れ替わる時代にさしかかっています。初任者が入ってくる中で、今まで培われてきた学校の指導方法や教職員の文化など、いいものがなくならないように後世に伝えていくということが一つの大きな役割であると思います。また、最近、教育改革が進んでいる中で、教育改革の新しい情報を取り入れて、それを教職員に広めていく事も大きな役割ではないかと思っています。

教育長（仲野公君）：規則改正の中に準備行為という点がありますが、今後の具体的なスケジュールをお願いします。

教職員担当専任参事（森井國央君）：選考に関しては、大阪府が現在示しているものは、11月の初旬までに市教育委員会の推薦を募り、その後、選考にはいるときいています。また、年令については、主席は、30歳以上57歳以下、配置については、一定の学級規模ということで、小学校が22クラス以上、中学校が12クラス以上、他に課題のある学校については、府教育委員会と協議をして設置するとなっています。指導教諭については、年令が、45歳以上57歳以下となっています。

教育長（仲野公君）：年齢的な制限があるわけですが、首席、指導教諭に対する手当等についても考えているのですか。

教職員担当専任参事（森井國央君）：現在、府立高校が18年度から実施しており、現在、教頭が3級、教諭が2級で、その間に新たな給料表を設けています。首席、指導教諭についても、19年度から新たな給料表を用いて、処遇面で優遇しようとして計画されています。

委員（白石裕君）：その手当についてですが、そのお金は、どこから出るのですか。

教職員担当専任参事（森井國央君）：それは、府からです。

委員（白石裕君）：府の給料表に基づいて、府下一斉に支給されるのですか。

教職員担当専任参事（森井國央君）：はい。

委員長（小川修一君）：府では、実際に取り組んでいるとのことですが、その反応など、教えてください。

教職員担当専任参事（森井國央君）：まだ、具体的に効果などは、聞いていません。また、数も府下では少ないとのこと、3年間で段階的に配置していき、その様子を見ながら進めていくようです。

委員長（小川修一君）：府も段階的に進めていくのであれば、18年度は、その3分の1の配置があったということですか。

教職員担当専任参事（森井國央君）：学校運営がスムーズになるように、課題のあるところから優先的に聞いていくと聞いております。

委員（坂口一美君）：実施した場合の予想される課題、例えば、首席が異動した場合、次の学校にも首席がいることが懸念されます。その場合、どのように考えるのか、また、それ以外にあれば、教えてください。

教職員担当専任参事（森井國央君）：現時点での想定される大きな課題は、異動です。首席については、学校で中心的な職を担っていただきますが、その方が、他校に異動されると、その学校にも首席がおられる可能性があります。その場合は、現任校の首席が中心となりますので、異動された首席については、今の首席の補助的な役割を当面していただくであるとか、今、府は、首席が異動するときには、指導教諭として異動していただき、しばらくは、異動先で指導教諭としての仕事をしていただくということも一つの方法であるといっています。異動についても、運用していくことで課題が見えてくるので、運用しながら解決していこうと考えています。校長先生の課題としては、その学校で、どなたを首席、指導教諭に選んで具申していただくかとい

うことが一つの課題かと思えます。

委員長(小川修一君) : 首席が異動の際は、新しく異動された首席が、指導教諭になるということが基本的な考えですが、人事異動となると、計画性もあるので、校長先生と協議して、となるのですか。

教職員担当専任参事(森井國央君) : 首席については、首席同士の異動となると限定されてしまうので、管理職ではないので、首席をもって異動の条件としないとか、首席になる方は、それなりの力量を持っている方なので、異動先でも、何らかの役割を担っていただくのが、大切なのではないかと考えています。首席も、指導教諭も一旦、その職になりましたら、ずっと消えることはありません。退職まで、本人が申し出しない限りは、その職がつくということですので、それに見合った職を担っていくことが必要では、と考えています。

委員(坂口一美君) : 首席、指導教諭がいろんな事を担っていくのですが、担任を持つとかの配慮はどのようになっていますか。

教職員担当専任参事(森井國央君) : 首席については、府は現在、非常勤講師の措置をとり、勤務時間は週に約8時間ときいています。指導教諭については、人的な措置は、考えられていません。

委員(白石裕君) : 指導主事であれば、校長や、教頭となり、肩書きが替わりますが、首席については、替わらないのですか。

教職員担当専任参事(森井國央君) : 校長、教頭にはなります。ただ、管理職にならなければ、首席であれば、首席がずっとついていきます。処遇についても、ずっとその処遇がついてまわります。

委員(白石裕君) : 首席が増えていくことにはなりませんか。学校経営上に不都合は生じないのですか。

教職員担当専任参事(森井國央君) : 首席が異動すると、異動した首席が、一旦、指導教諭にかわるとなりますので、そこで、調整を図っているように思います。管理職になれば、その職はなくなります。

委員長(小川修一君) : 質問等がないようですので、議案第49号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

( " 異議なし " の声あり )

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第3、報告第25号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(中野仁司君) : 本件は、箕面市教育委員会事務局職員

にかかると分限休職処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、当該職員に対し、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、教育長の臨時代理により、分限休職処分を発令したため、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第25号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第4、報告第26号「箕面市母子家庭等ホームヘルプサービス手数料規則改正の件」及び、日程第5、報告第27号「箕面市母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括審議してよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。従いまして、一括審議することとします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長（南悦司君）：本件は、先の平成18年第3回市議会定例会において、障害者自立支援法の施行に伴い、箕面市ホームヘルプサービス手数料条例の関係規定が一部改正されました。これを受けて、規則と要綱をそれぞれ改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をしたため、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第26号及び報告第27号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第6、報告第28号「箕面市奨学生選考委員会委員任命及び解職の件」を議題とします。議案の朗読を

省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長(稲野公一君) : 本件は、箕面市奨学資金条例に基づく、奨学生を選考するために設置しております、箕面市奨学生選考委員会の委員から市議会の役員改選に伴い、去る10月2日付けで辞職願が提出されましたので、これを承認して解職するとともに、その後任として、市議会議員を推薦いただいたので、10月3日付けをもち、任命したものです。委員の任命については、教育委員会議で審議いただくものですが、開催するいとまがありませんでしたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をしたため、報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件について、質問、意見をお受けしますが、いかがですか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第28号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第7、報告第29号「箕面市社会教育委員委嘱及び解職の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

生涯学習課長(中澤博君) : 本件は、箕面市議会での役員改選による議員選出委員の辞職に伴い、新たに委員を委嘱しました。委員の任命については、教育委員会議で審議いただくものですが、開催するいとまがありませんでしたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をしたため、報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第29号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第8、報告第30号「平成18年第9回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とし

ます。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（栗本忠夫君）： 本件は、去る9月12日に開催されました「平成18年第9回箕面市教育委員会定例会会議録」を箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第30号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第9、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告をお願いします。

教育長（仲野公君）： （議案書39頁により報告）

2学期に入りましても、埼玉県川口市の保育園児が、散歩している列に脇見運転の車がつっこみ、幼い命が奪われるという事件、北海道滝川市では、6年生の女子児童が7通の遺書を残して、教室で自殺していた事など、全国各地で、子どもに関する事件、事故が多く発生し、大きな問題となっております。本市においては、大した事案もなく、元気に子どもたちは、登校園してくれていることを報告します。なお、先日の校長会でも、再度、「気配り、目配り」をお願いしたところです。それと、保育所、幼稚園、小・中学校のほとんどが、この時期に運動会、体育祭、文化祭を開催し、一部、天候の関係で変則な開催となったところもありますが、教育委員をはじめ、多くの皆さんの声援を受け、無事終わっています。一部、中学校の運動会については、延期されています。

#### 《教育行政の課題等》

平成18年度大阪府都市教育長協議会定例会について

10月6日にアウィーナ大阪で開催され、案件のとおり協議されました。大阪府教育委員会市町村教育室長から、国においては、戦後生まれの安倍内閣が発足し、国民は期待をされていると思われるが、教育担当の補佐官が任命されるなど、教育再生に力を入れられるようですので、継続審議となっております、教育基本法の改正など国の動向でありますとか、議案となりました、新しい職責をはじめとした、大阪府の取り組みについての挨拶がありました。

平成18年第3回箕面市議会定例会

9月4日から開催され、1日繰り上げで、すべての審議を議了し、終え

られました。一般質問では、保育所の民営化について、反対の立場で種々質問がありました。

◎止々呂美の小中一貫校特定事業契約の件

9月28日付けで大阪府とともに仮契約の解除通告をし、29日に再入札公告を行いました。

- 委員長（小川修一君）：この件に関して何か、質問、意見があればお受けしますがどうですか。
- 委員長（小川修一君）：冒頭、他府県での痛ましい事故についての話がありましたが、幸い本市においては、そのような事象が起こっていませんが、各学校で、安全安心をより一層進めて行かなければいけないと実感しました。事務局の皆さん、学校ともども強く意識しながら、子どもたちがこの学校に通っていることを良かったと思えるように我々も頑張る必要があると思います。
- 委員長（小川修一君）：この件に関して意見等は、ないようでしたので承されたものとします。
- 委員長（小川修一君）：以上をもちまして、本日の会議日程は終了しましたが、その他、教育行政に係る報告があれば、申出を受けますがいかがですか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案1件、報告6件はすべて議了しました。これもちまして、平成18年第10回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後3時38分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川修一

委員

仲野 公